≪平成26年4月1日から改定する使用料の額≫

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、光市都市公園条例に掲げる使用料を下記のとおり改定します。

なお、下記の表は、今回改定する使用料です。施設の使用料については、各施設にお問い合わせください。

記

●都市公園の占用に係る使用料

新	田
(入園料及び使用料)	(入園料及び使用料)
第17条 (略)	第17条 (略)
3 法第5条第1項、法第6条第1項又は第	3 法第5条第1項、法第6条第1項又は第
3項の占用の許可を受けた者は、別表第2	3項の占用の許可を受けた者は、別表第2
の使用料(算出した額が10円に満たない	の使用料(算出した額が10円に満たない
場合にあっては、10円とする。)を納付	場合にあっては、10円とする。)を納付
しなければならない。ただし、公園を占用	しなければならない。ただし、公園を占用
する期間が1月未満の使用料は、使用料の	する期間が1月未満の使用料は、使用料の
額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額(1	額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額(1
0円未満の端数が生じたときは、これを切	0円未満の端数が生じたときは、これを切
り捨てる。)とする。	り捨てる。)とする。

※都市公園法第5条、6条関係条文及び光市都市公園条例別表第2は≪参考≫を参照

●冠山総合公園レストラン棟等に係る使用料

施設		単位	使用料	(円)
	ル	半 亚	新	旧
ア	冠山総合公園レストラン棟	月額	194, 400	189,000
イ	冠山総合公園休憩棟内売店	月額	32,400	31, 500
ウ	光スポーツ公園管理棟内食堂	月額	20, 570	20,000

●都市公園における行為に係る使用料

行為の種類	単位	使用料 (円)			
1] 荷沙俚短	<u></u>	新	旧		
業として行う写真の撮影	1台1日につき	3 9 0	3 8 0		
業として行う映画の撮影	1日につき	1, 310	1, 270		

●光スポーツ公園等における公園施設の使用料

公国 友	有料公園施設等		≑ π <i>δ</i> Δ	光 体	使用料(円)		
公園名	有科 公	公風池		単位	新	旧	
光スポーツ公園	夜間照明	設備		1面30分当たり	1, 370	1, 330	
	管理棟	和室	3	1時間当たり	5 1 0	5 0 0	
わかば公園	夜間照明	設備		1面30分当たり	1, 370	1, 330	
冠山総合公園	研修棟	研修	室	1時間当たり	5 2 0	5 1 0	
		冷暖	房料	1時間当たり	260	2 5 0	
	副管	和室	<u> </u>	1時間当たり	260	2 5 0	
	理棟	休憩	所	1時間当たり	260	2 5 0	
	イベント	広場		1時間当たり	1, 370	1, 330	
	イベント広場ステージ		ステージ	1時間当たり	260	2 5 0	
	オートキ	トキャ 1区画		宿泊(1泊)	5, 140	5, 000	
	ンプ場			日帰り	2, 050	2, 000	

- ●大和総合運動公園における公園施設の使用料
 - ア 専用(大和総合運動公園の施設の全部又は一部を一定時間専用すること。)による場合
 - (ア) 大会、行事、講習会、教室等による使用
 - 1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合

							使用料	(円)		
						専用使用料				
						新		旧		
公	施設			単	(1)ア	(2) そ	(3)営	(1)7	(2) ~	(3)営
園	名		区分		マチュ	の他	利営業	マチュ	の他	利営業
名	111			位	アスポ		目的の	アスポ		目的の
					ーツ及		もの	ーツ及		もの
					び文化			び文化		
					行事			行事		
大	大 和	アリ	全 面		960	1,920	4, 800	940	1,880	4, 700
和	スポ	ーナ	半面		480	960	2, 400	470	940	2, 350
総	ーッ	ホ	ール		2, 420	4, 840	24, 200	2, 360	4, 720	23, 600
合	セン	会議	大会議室		360	720	1,800	330	660	1,650
運	ター	五職室	中会議室	1	240	480	1, 200	220	440	1, 100
動		王	小会議室	時	120	240	600	110	220	550
公園		講座	大講座室	間当	240	480	1, 200	220	440	1, 100
		室	小講座室	ョた	120	240	600	110	220	550
	多目	全	面	b b	480	960	2, 400	440	880	2, 200
	的グ	半	· 面		240	480	1, 200	220	440	1, 100
	ラ ウ	1/4面			120	240	600	110	220	550
	ンド									
	テニ									
	スコ	1	面		300	600	1, 500	290	580	1, 450
	−									

2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合

								使用料	(円)		
								専用係			
							新			旧	
公	施	弧			単	(1)ア	(2) そ	(3)営	(1)ア	(2) そ	(3)営
園	湿			区分		マチュ	の他	利営業	マチュ	の他	利営業
名	4	1			位	アスポ		目的の	アスポ		目的の
						ーツ及		もの	ーツ及		もの
						び文化			び文化		
						行事			行事		
大	大	和	アリ	全 面		1, 920	3, 840	9, 600	1,880	3, 760	9, 400
和	ス	ポ	ナ	半 面		960	1, 920	4, 800	940	1,880	4, 700
総	1	ツ	ホ	ール		4, 840	9, 680	48, 400	4,720	9, 440	47, 200
合	セ	ン	会議	大会議室		720	1, 440	3,600	660	1, 320	3, 300
運	ター	_	玄畯	中会議室	1	480	960	2, 400	440	880	2, 200
動			#	小会議室	時	240	480	1, 200	220	440	1, 100
公田			講座	大講座室	間	480	960	2, 400	440	880	2, 200
遠			室	小講座室	当た	240	480	1, 200	220	440	1, 100
	多	Ш	全	面	りり	960	1, 920	4, 800	880	1, 760	4, 400
	的	グ	半	· 面	9	480	960	2, 400	440	880	2, 200
	ラ	ウ	1/4面			240	480	1, 200	220	440	1, 100
	ン	ド									
	テ	11									
	ス	コ	1	面		600	1, 200	3, 000	580	1, 160	2, 900
	<u> </u>	F									

(イ) コートによる使用

い国々	サケミル 々	豆八	経口	开件	使用料	(円)
公園名	施設名	区分	種目	単位	新	旧
大和総合運	大和ス	アリ	バスケットボール	1コート	480	4 7 0
動公園	ポーツ	ーナ	バレーボール	1時 間	480	470
	センタ		ドッジボール	当たり	480	470
	<u> </u>		卓球		1 5 0	1 4 0

イ 個人による使用(専用以外)の場合

か 国 夕	长凯力	区分	光	使用料 (円)		
公園名	施設名	上	単位	新	旧	
大和総合運	大和ス	柔剣道場	1人1回につき	1 2 0	1 1 0	
動公 園	ポーツ		3時間			
	センタ	トレーニング室		2 4 0	2 3 0	
	<u> </u>					

●冠山総合公園オートキャンプ場における施設器具の使用料

施設器具名	単位	使用料 (円)			
/// // // // // // // // // // // // //	中心	新	旧		
テント	1式	3, 570	3, 470		
タープ	1式	1, 190	1, 150		
ランタン	1個	590	570		
テーブル	1式	1, 190	1, 150		
パラソル	1式	590	570		
イス	1脚	590	570		
調理鍋セット	1式	590	570		

ダッチオーブン	1個	590	570
調理器具セット	1式	590	570
バーベキューコンロ	1式	1, 190	1, 150
携帯用コンロ	1式	1, 190	1, 150
電気炊飯器	1式	1, 190	1, 150
コードリール	1個	350	340

●大和総合運動公園における附属設備の使用料

+ / c ∋n. /z	四层池供水纸町	开件	使用料	(円)
施設名	附属設備の種別	単位	新	旧
大和スポ	空調設備			
ーツセン	暖房設備(アリーナ、ホール)	1時間	7, 270	7, 070
ター	冷房設備(アリーナ、ホール)	1時間	8, 480	8, 250
	冷暖房設備			
	大会議室	1時間	540	510
	中会議室	1時間	360	340
	小会議室	1時間	180	170
	講座室	1時間	180	170
	音響機器			
	カセットデッキ	1回1台	300	290
	CDプレーヤー	1回1台	480	470
	16mm映写機	1回1台	5, 450	5, 300
	ダイナミックマイクロフォン	1回1本	300	290
	ワイヤレスマイク(ハンド)	1回1本	300	290
	ワイヤレスマイク(タイピン)	1回1本	300	290
	ワイヤレスマイク(ボーカル)	1回1本	300	290
	ワイヤレスマイク(スピーチ)	1回1本	300	290
	プロジェクター(アンプ含む。)	1回1式	1, 200	1, 160

	アンプ(会議室	• 移動)	1回1式	240	230
	照明器具				
	ボーダーライト	`	1回1式	2, 410	2, 340
	作業灯(ボーダ	ーライトを使用しない場	1回1式	790	770
	合)				
	第1サスペンシ	/ョンライト	1回1式	3, 940	3, 830
	第2サスペンシ	ションライト	1回1式	3, 940	3, 830
	アッパーホリン	[・] ントライト	1回1式	2, 410	2, 340
	フットライト		1回1台	300	290
	ロアーホリゾン	・トライト	1回1台	300	290
	フロントサイド	スポットライト	1回1台	300	290
	シーリングスホ	ポットライト	1回1式	3, 630	3, 530
	センターピンス	、ポットライト	1回1台	4, 840	4, 710
	ダウンライト		1回1式	540	530
	その他				
	電動椅子		1回	6, 780	6, 590
	フロアシート		1回1本	240	230
多目的グ	夜間照明設備	,			
ラウンド	区分	照明の程度	単位	新	旧
	4 塔点灯	一般競技	30分	3, 580	3, 480
		レクリエーション	30分	2, 470	2, 400
	軟式野球	一般競技	30分	2, 470	2, 400
	(1面当たり)	レクリエーション	30分	1,800	1, 750
	ソフトボール	一般競技	30分	1,030	1,000
	(1面当たり)	レクリエーション	30分	660	640
	陸上競技	一般競技	30分	2, 410	2, 340
		レクリエーション	30分	1,690	1,650
	サッカー	一般競技	30分	1,940	1,880
		レクリエーション	30分	1, 450	1, 410

	音響機器					
	ダイナミックマイクロフォン	1回1本	300	290		
	ワイヤレスマイク(ハンド)	1回1本	300	290		
テニス	夜間照明設備					
コート	区分	単位	新	旧		
	1面当たり	30分	210	200		
	音響機器					
	カセットデッキ	1回1台	300	290		
	CDプレーヤー	1回1台	480	470		
	ワイヤレスマイク(ハンド)	1回1本	300	290		
	ワイヤレスマイク(タイピン)	1回1本	300	290		
持込み器具		1 k w	120	110		
		当たり				

≪問合せ先≫

施設	問合せ	電話番号
光スポーツ公園	体育課	7 4 - 3 6 0 5
大和総合運動公園	光スポーツ公園	72-2334
	大和総合運動公園	(0820)48-5500
冠山総合公園	公園緑地課	7 2 - 1 4 0 0
オートキャンプ場	冠山総合公園	7 4 - 3 3 1 1
わかば公園	オートキャンプ場	7 4 - 3 3 3 0
その他		

《参考》

【都市公園法】

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。) 以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条 例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請 書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更 しようとするときも、同様とする。

(都市公園の占用の許可)

- 第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占 用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。
- 3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

【光市都市公園条例別表第2】

2 都市公園を占用する場合の使用料

占用物件名		単位	摘要	使用料(円)
電柱、電話柱、変	電柱	1本につき1年		1,600
圧塔、公衆電話所、	(第2種)			
郵便差出箱、広告	電話柱	JJ		9 3 0
塔その他これに類	(第1種)			
する工作物	その他柱類	JJ		7 2
	変圧塔その他これ	1個につき1年		1,400
	に類するもの及び			

	公衆電話所			
	郵便差出箱	n.		6 0 0
	広告塔及び看板	面積1平方メートルに	正面面積計算	4,400
		つき1年		
	送電塔	n.		1,400
	その他のもの	長さ1メートルにつき		3 3
		1年		
		面積1平方メートルに		1,400
		つき1年		
地下埋設物	口径15センチメ	長さ1メートルにつき	外径とする	7 2
	ートル未満	1年		
	口径15センチメ	II	II	9 5
	ートル以上			
露店、商品置場そ	祭礼、縁日等に際	面積1平方メートルに		4 4
の他これに類する	し一時的に設ける	つき1日		
もの	もの			
	その他のもの	 面積1平方メートルに		4 4 0
		つき1月		
その他の占用	別に市長が定める			

備考

- 1 使用料の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たないときは1平方メートルとし、その面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は1平方メートルとし、その長さに1メートル未満の端数があるときは、その端数は1メートルとして計算する。
- 2 使用料の額を算出する基礎となる期間が年を単位としているものは、その期間が1 年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、その満たない期間

又はその端数期間の使用料は、月割りによって計算する。

- 3 使用料の額を算出する基礎となる期間が月を単位としているものは、その期間が1 月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、その満たない期間 又はその端数期間の使用料は、日割りによって計算する。
- 4 使用料の額を算出する基礎となる期間が日を単位としているものは、その期間が1 日に満たないときは1日とし、その期間に1日未満の端数があるときは、その端数は 1日として計算する。